

提出前にご確認ください

申請書類に、不備や不足があると差戻しされますので、提出前にご確認をお願いします。
★マークがついているものは、例年、特に不備により差戻しが多いものです。

申請書類： わからなくて未記入で提出しても 受理されませんのでご注意ください。

チェック欄

個人番号、入所施設に関する情報を除き、未記入の項目はありませんか？

☐

配偶者がいる場合、配偶者の課税状況欄が未記入になっていませんか？（記入例①）

☐

「収入等に関する申告」をチェックしましたか？（記入例②）

☐

「預貯金等に関する申告」のチェックをしましたか？（記入例③）

☐

預貯金額、有価証券、その他 で該当しない項目には 0円 と記入してありますか？
（記入例④）

☐

申請者氏名等は記入されていますか？（記入例⑤）

☐

★ 裏面・同意書の本人欄・配偶者欄の記入はされていますか？（記入例⑥）

☐

添付書類： 添付書類がそろっていないと 受理されませんのでご注意ください。

チェック欄

★ すべての通帳を近日中に最新に記帳してありますか？ 記帳した日を記入してありますか？

☐

★ 本人だけでなく、配偶者の通帳のコピーをつけましたか？

☐

★ 通帳の金融機関名・口座名義人が確認できる部分（1 ページ目）のコピーはありますか？

☐

★ 提出日の2 カ月前までの明細のコピーをつけましたか？

☐

★ 定期預金、出資金、有価証券、投資信託等がある場合は、確認できるコピーはありますか？

☐

負担限度額認定申請フローチャート

フローチャートを利用して、申請前に対象かどうか確認してください。

下記に該当する方のみ対象となり、申請できます。※給付減額期間中は使用できません。

スタート

本人に市民税が課税されている

はい

申請できません

いいえ

同じ世帯に市民税を課税されている人がいる

はい

いいえ

配偶者(世帯分離中や内縁関係を含む)がいる

はい

配偶者に市民税が課税されている

はい

いいえ

いいえ

生活保護受給者または老齢福祉年金受給中の方で

前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が

82.65万円以下

82.65万円超 120万円以下

120万円超

本人の預貯金等の資産合計が

1,000万円以下

650万円以下

550万円以下

500万円以下

はい

いいえ

生活保護受給者または老齢福祉年金受給中の方で

前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が

82.65万円以下

82.65万円超 120万円以下

120万円超

本人と配偶者の預貯金等の資産合計が

2,000万円以下

1,650万円以下

1,550万円以下

1,500万円以下

いいえ

はい

申請できません

申請できます